

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : 西武建設株式会社

業者の住所 : 埼玉県所沢市くすのき台 1-1-1

2. 競争参加停止措置期間 : 2023年9月13日 ~ 2024年1月12日
(4ヵ月)

3. 事実概要 :

西武建設株式会社は、2023年7月21日、経営事項審査において、資格要件を満たさない者を技術職員名簿に記載し虚偽の申請を行うことにより得た経営事項審査結果を公共工事の発注者に提出し、公共発注者がその結果を複数年度の資格審査に用いたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、関東地方整備局長から監督処分（営業停止45日間）を受けた。

4. 競争参加停止措置理由 :

西武建設株式会社が建設業許可部局より監督処分（営業停止45日間）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

<競争参加停止要領 別表第2>

措置要件	期間
1~11 略	
12 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適切であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
13~15 略	